



伊勢物語圖疑抄
五

特別
イ4
3163
208(5)



ヨラキノカ
多の宗族九条の家としてせられ多の月中めたり多の

にせられ

勅^{カシモツニク}擢^ク宣^ク宣^ク其^{モトツ}基^ツ源^ツ貞^ツ親^ツ十四年八月廿二日右大
臣右大納言三十七貞親十七年四十歳兼平十九年正
十五任中將四十岁堀河の右大臣家九条有四十
歳不^ガ實^レ貞^レ親^レ十七年也中納言時兼平の末中納
言^ニ任^ジせし後^ニ擢^ク官^トなりけるなり

あらんことなるみらるるなり

古今集第七卷の奇しきことありらるるなり
なりくありてもあるなりはわきことむのあり
心道のまじりもいかにありらるるなり

日の出候と自然よりせらるるなり後^レ世^ニも
自然よりせらるるなり面白きこと評^レらるるなり

しうにせられにせらるるなり
しうにせられにせらるるなり
しうにせられにせらるるなり

太^{オホ}政^イ大臣^{ミヤキミ}の忠^{チウ}仁^ニ也^ト勅^{カシ}擢^ク宣^ク忠^{チウ}仁^ニ天安元年二月
十九日太政大臣五十二又四月九日退^ヒ一位二年十一月
擢^ク政^{サシ}清^{シヨウ}和^ワ外^{ガイ}祖^ソ同二年清和天皇九歳にそ位に
しうにせられにせらるるなり
月二日薨^ニ六十二又堀河の太政大臣とも又清和の
とくたすや忠仁の溢^フり良^{ヨシ}房^{フサ}にせらるる男
兼平忠仁の家^イにせられなり

秋の母を慕ふるやみこねあはれ
叶もつるふのあそわのまらり

此の世はとらりともう月梅のさかへ
是時一とつるふとらり叶もつる
是時一とらり忠仁と祝友よまらる
花よまらるいふとらりあそわも
雑言上と記さるるいふとらり
あそわのまらりともう古語一あり
弁のいふとらりあそわのまらり
ふの源草よまらるいふとらり
と清てまらるいふとらりあそわ
うひよはれつるいふとらり

い奇と感して使は裸中と記ふたり

ひー右道の馬場のひありの日じり
馬車よ女のうらみの下とらり
まの中ねならともうなとらり

ひちのこのとらりあそわのまらり
とらりあそわのまらりあそわのまらり
右道からと毎年正月よあそわ
いこくたむとあそわのまらり
たらりと日たらりあそわのまらり
てはらひ又月たらりあそわのまらり
この日とらりあそわのまらりあそわ

びーねとこまわりふくまぬうーさくらさくらめくわいあ
んかろりさくらさくらみくさなんはよまひつら
あ流あやまらやまらりさくらさくらならのほいほい
くあんとわいさくらわいさくら

是も業平なるまめりまらさくらさくら実要も同
事とまきくけりか別款してつと文選のさくら
さくらさくら実かろりとつわさくらさくらさくら
かたありさくらさくら仁明天皇とさくら崩れ
後山嶽漂草のさくらさくら納たさくらさくらさくら
さくらさくらあまらさくらさくらさくら実要とさくら
後よんわやまらさくらさくらさくらさくら思とさくら仁明
皇子文徳光孝あ天皇かさとさくらさくらとわいさくら

いしきよのさくらさくらさくらさくら

祢わら秋の夢とさくらさくらさくらさくら

さくらさくらさくらさくらさくらさくら

古今集第十三いさくらさくらさくらさくらさくらさくら
さくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくら
のさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくら
さくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくら
やかんさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくら
業平の自記とさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくら
見んあさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくら
さくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくら
さくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくら
さくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくらさくら

しりしりおる事かしてあまにかんかききりりか
きりりやきりりきりりきりりきりりきりり
きりりきりりきりりきりりきりりきりり
きりりきりりきりりきりりきりりきりり

あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は

あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は

あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は

あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は

あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は
あまの海の子細きくわひいり物かきと星は

とつりたれいりかありーとたひひたれとんーのり
ころとろり

かありー河海カカイー糧日カシか記キとびあろ人と業
年のさひうきてねはと捨之ぬらんあけきた志ハも
まーおぬとこぬいぬとたひひさるれもは泥セツり
自家シカのまれのまろーんと云わまるもよね外シカのた
りーもぬーのいもまーよありとろのふさかりと
ゆーねー

しーねとていんからいんからしはるしはるしはるしはるし
ていんからいんからいんからいんからいんからいんから
子早振チヤフル神代もさかといろり行
かろれ家井ー氷くーあろん

古今第キキ五ゴー入イるり湖コト中ナカ小コ二ニ葉ハ乃ノ后ノチのノ雲クモ文ブ
のノこやとわとPピーく家カ何ナニよは岸キ風フウよま田タ門カドのノし
ちがろれさろりこいひつとタ起タてとあか紅ベニ葉ハた
のノかろりまてとまろりあろりよん紅ベニ少チさこ浪ナミわこ
はらんらまやち家カ神カミ代トもころとろりいんからいんから
まか井イよ氷ヒくあろりいめは素ソ性セイが舞マヒとわろり
てのせまろりば物モノ流リよはみろりらのせうえりしあ
おろりまろりていんからいんからいんからいんからいんから
いんからいんからいんからいんからいんからいんから
あにカ勤ギンかりらまマたタきキのノ飛トビ物モノ流リかれハろりいん
よいんからいんからいんからいんからいんからいんから
陰キヤウ地チあアとト故コ情セイとあろりろりいんからいんからいんから
いんからいんからいんからいんからいんからいんから

なご町にぬがふらむと田よ水の海ら橋よさるるに
のいさうらもあきく水のまら橋よいあこのなほい
らりそむの神よ波うこすいさくをぬくのいさう
らしてあうとまきこ又一洗よい女のなうねはくし
てわまこの男と通いと道よそれよりきてそめいの
衣よの乾く時あきく水は増れをぬくの思いの場所と
まきぬ波のいさうあおのいひは絶せとまきこ
まうらとこなすらの人とりなうらうらとまきこ
業平のなたらぬまよとぬらうら
絶ちも人うわとまきこ
流きとらうらとまきこ
志今集第十六巻傷の奇かり絶者に義行とまき

勅云友則がらむとめく業平の友とらるかり奇の
ふん絶ちも人にたわとらるかり絶ちとらるる
ひも人とらるるいんもらるるいん
外なる事たらむとらる

ひらたをみそにがふまきこらるる
宵あうかんかきぬいぬらるる
なひわまらるるあうあう
あうらるるいぬらるる
たとあうらるるいぬらるる
やうらるるいぬらるる
絶結すらるるいぬらるる

終に終てい事も在原氏のつらて業平先才の
後らんかきぬ徳もさしつくと加へるし芥川の約幸
ち後醍醐天皇の約幸は始なりは後撰集第十五雜
一芥川の河まよ後醍醐の川門の例も芥川の約幸
まほいなる日在原の平約長さよ山みゆさた
少芥川のふ代の高道地いわりまのりとは約幸ハ
先孝天皇に仁明文徳清和陽成は三代のついで
こと終つて燈籠幸停止なり先孝の代は毎
奥なるまよさやがたは約平六十九歳の時あれ
て鷹飼不都合のころははこころたかひのち
徳終つてしつひさるると日約幸は四者
と終つてあやとりかりさあ後撰集第十五

新一よる河まよたか一日鷹飼とて狩衣のた
りよははのころとあつてまつひあつてさあ
山は平没せり川のふ代の右道わたりさるり
と同日の事なりは物流しされと周したるさ
かまき先勅へありは物と秋すの時月のれとつと
せし徳の義理のやまのありのかりとつと下
のくは流るる
にさるれい人あつてあそりもつと
かまきつとそつとあつてあり
にさるれい人あつてあそりもつとあつてあり
まよなるまよまよへり約平と日のおまよつとつと
つとつとつと日ハ一代二代の魚道の約幸は

カキコ
カキコ
カキコ

わて居キの字ナふるへんれ夫トすれり居キの字ナとるがわい
せしむるこすし海ノみらあひまて海ノひらひらるる
京ノなりんふひやふ

谷

波ノちりたてふこころの海ノひら

いさくちりぬあうりわひらく
序ノ方ノかり久クくぬるよわひらくこころん
ゆとりりた浪ノ物ノとふはる程ノり
と海ノひらひらるる思ノ見ノ新ノ歌ノ抄ノ中ノは
ゆきとみあうりこころぬゆりる海ノひら
たふ海ノひらるるあうりこころぬ
あうりあうり海ノひらるる海ノひらるる
て新ノ文ノと首ノの中ノをよる業ノとまる

りあ弁ノひ物ノ決ノと本ノ弁ノよるる
海ノのふ海ノひらくあうり
の家ノはる海ノがふぬるの文ノの落ノ毛ノは
又物ノ決ノのふ海ノひらく
さうりあうり海ノひらるる
まうりわひらくあうり
あうりあうり海ノひらるる
と海ノひらく

何ノもみあうり海ノひらるる
業ノ平ノの力ノの上ノ何ノもな
すくあうり海ノひらるる
馬上ノお逢ノやノ幣ノ筆ノ紙ノ書ノ物ノ決ノ報ノ平ノ安ノのふ

ひらみとすしうりし幸一治ひかり

文徳天皇天安元年約幸ともも國史中も實録

中もかごと新古今一治河の中へ一住吉一約幸

も一時的のせうたは流の口に約幸ともかごと

國史中もあう一松とすしうり

我らもくもく一松とすしうりの

まの松松とて成へぬし

古今集第十七一も人あつとの奇と文徳天皇の

山敷と云ふ松用葉平の歌ありとて自ら奇のふ

きのかり松松吳流一小松とてもたうりの松

てひめりふた一と世とかくてあつたとも

にほへ松もさうり一松とす

もさうり一現松も松神のあつた松松心なり

松松の太の松と一しじいざ松松のみこと

松一の松のあつた松松と松松一松松

時一松松と松松と一松松と松松と松松

一松松と松松と一松松と松松と松松

つ松松と松松と一松松と松松と松松

あつた松の松と一松松と松松と松松

一松松と松松と一松松と松松と松松

松松の松松と一松松と松松と松松

あつた松の松と一松松と松松と松松

一松松と松松と一松松と松松と松松

神初皇居ともにかしと升なるよすのて
すこしうの心とくしかることよるもくもつ國也
浦の郡すまふしよまき海とつ三坐物は國のすま
ふの四座のよりむ式神名牒よ六載れはつじりぶ
るのハの心は抄現秋なるまは奇と神感あるにあら
てかるとも神も子細和奇なると別るまのりあまこ
ひのまふしとまの志くぬみむごとの
いさうとせよるもつひのそめくひ

新古今第九神祇部の奇に入をりひ奇の古
注は伊勢物語に位者より幼童の時には人神を
ぶやうしつひのくもるをり撰集よは物語と
引載ゆの事名卷ともいふにさる家よは文海天

皇天安元年の章とらんも國史母も文禄母も
とくも新古今の母もは物語と載れたづれの心
行幸ともかといふはつたこと事なり又國
史母もさうもあつたやまのまのまのまのまの
とまのなるもれはのまのまのまのまのまのまの
あつた人も人柄國なりといふに世にわりの
跡の事かかるといふに神のまのまのまのまの
のひのまのまのまのまのまのまのまのまの
まのまのまのまのまのまのまのまのまのまの
まのまのまのまのまのまのまのまのまのまの

業平の女のひくくもつたこと
御のまのまのまのまのまのまのまのまの

花のくちを流しゆくは河を母と母のわがかりとわ
かすにあらむとてしるす

しるすにあらむとてしるす

世にその末嫁の男のこころをわがかりとてしるす

わがかりとてしるす

花のくちを流しゆくは河を母と母のわがかりとわ

かすにあらむとてしるす

しるすにあらむとてしるす

わがかりとてしるす

花のくちを流しゆくは河を母と母のわがかりとわ

かすにあらむとてしるす

しるすにあらむとてしるす

わがかりとてしるす

花のくちを流しゆくは河を母と母のわがかりとわ

かすにあらむとてしるす

しるすにあらむとてしるす

わがかりとてしるす

花のくちを流しゆくは河を母と母のわがかりとわ

かすにあらむとてしるす

しるすにあらむとてしるす

わがかりとてしるす

花のくちを流しゆくは河を母と母のわがかりとわ

野こたをふらうとぬかたことと
かりいひやいふたことと

古今第十八の歌の并たる野こたあり
あふくまの歌のこたはる野こたあり

つとめあふくまの歌のこたはる野こたあり
字りりたるはつとめ初ハジメの心なる野ノ有ユ春ハル魂タマ

化オシ為シ燕ツバメ年トシの死シへ来キ央オウ樓ロウの心ココロあり

野の秋アキ風カゼが吹フきつと鳴ナリたりはるの心ココロ

しあり後成ニヒクセの奇キと後惠ニヒクエがたは秋風アキカゼの心ココロあり

かみひひくまの心ココロと野ノの心ココロと後成ニヒクセの

おとせし心ココロの心ココロありひひくまの心ココロと野ノの心ココロ

この心ココロもあふくまの心ココロと野ノの心ココロと後成ニヒクセの

とある心ココロもあふくまの心ココロと野ノの心ココロと後成ニヒクセの

ひひくまの心ココロもあふくまの心ココロと野ノの心ココロと後成ニヒクセの

あふくまの心ココロもあふくまの心ココロと野ノの心ココロと後成ニヒクセの

言コトの心ココロもあふくまの心ココロと野ノの心ココロと後成ニヒクセの

たひひくまの心ココロもあふくまの心ココロと野ノの心ココロと後成ニヒクセの

一切の心ココロもあふくまの心ココロと野ノの心ココロと後成ニヒクセの

あふくまの心ココロもあふくまの心ココロと野ノの心ココロと後成ニヒクセの

あふくまの心ココロもあふくまの心ココロと野ノの心ココロと後成ニヒクセの

あふくまの心ココロもあふくまの心ココロと野ノの心ココロと後成ニヒクセの

あふくまの心ココロもあふくまの心ココロと野ノの心ココロと後成ニヒクセの

あふくまの心ココロもあふくまの心ココロと野ノの心ココロと後成ニヒクセの

此の如く... 此の如く... 此の如く... 此の如く... 此の如く...
 此の如く... 此の如く... 此の如く... 此の如く... 此の如く...
 此の如く... 此の如く... 此の如く... 此の如く... 此の如く...
 此の如く... 此の如く... 此の如く... 此の如く... 此の如く...
 此の如く... 此の如く... 此の如く... 此の如く... 此の如く...

昨日... 昨日... 昨日... 昨日... 昨日...
 昨日... 昨日... 昨日... 昨日... 昨日...
 昨日... 昨日... 昨日... 昨日... 昨日...
 昨日... 昨日... 昨日... 昨日... 昨日...
 昨日... 昨日... 昨日... 昨日... 昨日...

亦と... 亦と... 亦と... 亦と... 亦と...
 亦と... 亦と... 亦と... 亦と... 亦と...
 亦と... 亦と... 亦と... 亦と... 亦と...
 亦と... 亦と... 亦と... 亦と... 亦と...
 亦と... 亦と... 亦と... 亦と... 亦と...

天福本之奥書曰

業平朝臣 三品彈正尹阿保親王五男 平城天皇王

子母伊三内親王桓成第八皇女母友南子位三位上

女 年 月 日 任 左 近 衛 督 兼 和 十四年 正月 補 藏 人

嘉祥二年 正月 七日 位 下 貞觀四年 正月 七日 位 五

位 上 五年 二月 十日 右 兵 衛 督 兼 作 六年 三月 八日 右 近

少 納 言 七年 二月 九日 右 馬 寮 兼 十一 年 正月 七日 正 五位 下 十

五年 正月 七日 正 四位 下 元 慶 元年 正月 十日 右 近 衛 督

中 納 言 十 月 廿 一 日 正 四位 上 二年 正月 十一 日 相 模 權 守 三 年

十 月 藏 人 以 四 年 正 月 十一 日 兼 濃 權 守 同 廿 日 八 年

親 王 平 城 第三 母 正 五位 下 蕃 良 友 繼 子

兼 和 九年 十 月 薨

贈 一品

行平ユキヒラノ

何保親王アホヒシノ一男

天長三年

仲平ナカヒラ

行平

守平モリヒラ

業平ノリヒラ賜姓

在原朝臣兼和七年正月藏人十二月辞退廿日没廿

四十二月二日没延十三年正月没延五上位右兵衛左月右

近少将仁孝三年正月五位下秋衡二年正月四位同幡

守四年兵部大捕天安二年二月中務大捕四月左馬次

三年正月幡广守貞觀二年六月内通以八月廿六日

左京右史四年正月信乃守同月位四上五年二月大藏

大甫六年正月十六日依前權守三月八日没右兵衛督

八年正月正四位下十年九月通依中守貞觀十二年

二月十二日奉藏五十二廿六日右兵衛督十四年八月廿

一日藏人以十五年没三位大宰帥元慶元年治部卿

十月十四日别當六年正月申納之六十八年正月三位民

部仁和元年按察同三年四月十二日没位寬平五年

勳ユツス

紀有常キナリノツネ

兼和十一年正月十一日右兵衛大尉嘉祥二年四月二

日右近少将四月藏人五月十七日通近江大掾仁孝九

年七月廿六日通右馬助十一月甲子没三位下二年

二月廿八日通但馬介三年正月十六日右兵衛左四年

正月十六日通讚岐介持右兵衛左四年正月没又

位上同十又日右近少将天安元年九月廿七日通少納

言二年二月五日通肥後權守貞觀七年二月九日

任秋戶權大捕九年二月十一日任下野權守十二年

正月七日正五位下十七年二月十七日任推察以十八年
正月七日正四位下十九年正月廿三日卒年六十三
二条后中纳言右兵部卿曾贈太政大臣長良女
母化伊守延継女

貞觀九年十一月廿日正位下 又高麗妓同八年
十二月女河内宣旨九年正月八日正五位下十年十二
月廿六日生養一皇子廿七帝清和十九
十一年二月立為皇太子十二年正月八日正三位元慶
元年正月三日即位日立為中女廿六 六年正月七
日為皇太后定寬平八年九月廿一日停后位延嘉十年
十二月薨六十九天慶六年正月遷後后位
河原左大臣嫡 魂歌第十二源氏

兼和五年十一月廿七日正位下元服日六年正月七日
侍從八年正月相模守九年九月己亥近江守十五年二
月右近中納言兼化守嘉祥二年正月七日正三位五
月右兵部卿仁壽四年八月薨伊豫守秋衡三年九月
任兼藏右兵部卿伊豫如元

かきか

萬葉集第十八

鄭公ホトキス...

...

六帖奇

いこえりううかあしき節竹の
よゝあやまれとさふりあ

宋玉神女賦

雲質幹之醴實芳志解恭而體閑

曹子建洛神賦

瓊姿艷逸 儀靜體閑

みわひ とわひうかるといふ

とみわひといふとやうかるといふ

天福二年正月廿日己未申刺凌兼門之盲目連日

雪之中遂以書寫為授授也之孫女也

同廿二日授畢

世間流布之本奥書端載之仍略之其奥出之次云

三代實錄云元慶四年八月廿八日辛巳位上

右近兼權中納言兼濃權守在原約臣兼平卒兼平

者故四品河保親王弟又子正三位行中納言約平之弟也

河保親王娶桓成天皇皇女伊豆内親王生兼平一天長三

年親王上表曰兼平之弟親王之男女先傳王号賜

約臣姓長之子息兼平改姓既為長弟之子寧異齒列

之弟於是治神平行平守平等賜在原約臣兼平

兼平閑麗放縱不物略也兼平善作和歌貞觀四年

三月授^{ハカセラル}任^{ニツケテ}出^{ニツケテ}位^{ニツケテ}上^{ニツケテ}五年二月^{ハカセラル}并^{ニツケテ}古^{ニツケテ}内^{ニツケテ}依^{ニツケテ}教^{ニツケテ}年^{ニツケテ}遷^{ニツケテ}左^{ニツケテ}遷^{ニツケテ}右^{ニツケテ}馬^{ニツケテ}以^{ニツケテ}景^{ニツケテ}加^{ニツケテ}至^{ニツケテ}位^{ニツケテ}下^{ニツケテ}元^{ニツケテ}慶^{ニツケテ}元^{ニツケテ}年^{ニツケテ}遷^{ニツケテ}為^{ニツケテ}右^{ニツケテ}遷^{ニツケテ}中^{ニツケテ}約^{ニツケテ}明年^{ニツケテ}為^{ニツケテ}右^{ニツケテ}遷^{ニツケテ}推^{ニツケテ}守^{ニツケテ}後^{ニツケテ}遷^{ニツケテ}為^{ニツケテ}左^{ニツケテ}推^{ニツケテ}守^{ニツケテ}年^{ニツケテ}又^{ニツケテ}十^{ニツケテ}六^{ニツケテ}

光仁天皇第一皇子

桓成天皇

贈一品

奈良帝

第三三不淳二平

平城天皇

阿保親王

大江音人

在原行平

在原守平

在原業平

在原仲平

棟梁

元方

右少納言

為高階茂家子

師尚

母御宮恬子

高階峯緒子

滋春

才不野宮

惟喬親王

母紀靜子名虎女

母三子

清和天皇

才四水尾帝

陽成天皇

觀十三立太子三女

恬子内親王

才六

貞教親王

母同惟喬

母行平女

貞觀元上廿五下之

嵯峨天皇

深草帝

仁明天皇

文德天皇

西院帝

淳和天皇

崇子内親王

仁宗

小松帝

光孝天皇

才子

人康親王

山科之法名法壇

田色帝

母順子

才子

光孝天皇

才子

人康親王

山科之法名法壇

才七
賀陽親王

才十五正三右京寮右少亮
源定 至 舉 順
能登守延五上

伊豆内親王

才二十
源融
私才十二正説也

弘蔭
相模守延五上
母山蔭江女

天皇自安駕之後乃尼

右大臣藤内藤一男

氏少補

三木良弁

大和守延五上

女子 伊海

日野元祖三木刑部卿

延五下

家宗

延三

女子 伊海

式部

延三

三木

三木良弁

神祇伯延四下

高用

延五下

女子 伊海

宇合

藏磨繩

吉野

良山

女子

女子 伊海

後長恩贈大臣

冬嗣

長良

基經

時平

仲平

實頼

伊尹

義孝

行成

行維

伊房

定實

定信

伊行

女子

世尊寺系圖

三跡之内推跡

初繪書寫之人

建礼門院
右京左史

内磨

真夏

日野家祖

国經

頭大納正二
藏按察

後長恩贈大臣

左大臣因院贈大臣

順子

兼和士宅女位三加祥

三聖中宮仁壽四十六日皇

大后貞觀三十九入道

昭宣云

本院

明子

天竺二土并中宮法如部

位曰貞觀六正七日皇太孫元

慶六正七日太皇太后天皇

昭宣云

忠平

師輔

高子

貞觀十九剛二正七中之元

慶六正七日皇太后天皇元服

日八年二出内裡三條院

昌泰三正朔慶七十三又

号七象后

温子

寬平九七廿六中交昌泰二

七年三月皇太后延壽七六八崩号東三象

女子

女子

女子

女子

良相

仁明后

文海母

女子

女子

女子

女子

女子

常行

大納言右大納言

正二

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

女子

合多本不用捨也シテテ可シ復シ從テ本ニ近ク代テ以テ將リ使シ事ヲ為ス獨リ之中出ス
未ス末ス代ノ人ト案也又不可用之ヲ

以物治古人之说セツ不同或梅在中ニ自死或梅伊波之巻一
此既彼レ也ト云ハ海ノ上ニ古ノ人強不可尋ミ也ト死者ヲ
只可教ヲ洞ノ記ニ集ル也ト

以物治の抄出年未ありカ記裏のいふカなニて也
くニゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト

とハゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト
とハゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト

とハゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト
とハゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト

とハゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト
とハゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト

とハゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト
とハゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト

とハゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト
とハゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト

とハゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト
とハゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト

とハゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト
とハゆクるニはハ八ノ条ノ文海清ノ法ノ事ノ記ニありトのコト

此の法抄とわくせは院の依りしはひくはと月抄也
比漢語より多クヤノ國語法を條則寡むといふ
しそ國語といふは抄出の多しといふ事ありや
なうしやといふはさめを于時文祿五年仲夏十五
日よこしといふのなり

法下玄旨

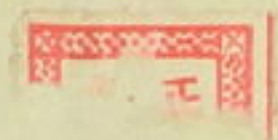
在判

此國語抄函初老新化之也や自起見奥也予又草之
時傳儿下の免許本写深秘逐底真也忘外耳

慶長第ニ孟冬十二日

也長傳又蒙出

在判



金

